

一戸建て住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人槽算定基準の
ただし書に係る取扱い（緩和措置）の運用に関するQ & A

Q 1：緩和措置の適用願いの手続きの流れはどのようになるか。

A 1：浄化槽設置者（管理者）は環境保全室又は保健所に4部提出する。

環境保全室又は保健所ですべてに受理印を押印後、環境保全室又は保健所から各
機関（①環境保全室等、②特定行政庁、③法定検査機関、④設置者）へ送付する。

Q 2：適用日（令和4年4月1日）より前に設置された既存の「合併処理浄化槽」も、
緩和措置の適用対象か。

A 2：設置時期に関係なく、適用条件を満たす合併処理浄化槽は適用対象である。

Q 3：既存の「単独処理浄化槽」を利用する場合は、緩和措置の適用対象か。

A 3：単独処理浄化槽は適用対象外である。

Q 4：増築や用途変更した場合の緩和措置の適用手続きはどうなるのか。

A 4：（例）既存専用住宅に店舗を増築し、用途を店舗併用住宅に変更する場合
（概要）

・専用住宅（175㎡）既設合併処理浄化槽 7人槽

・持ち帰り専用弁当店舗（25㎡）増築

（人員算定）住宅部分の処理対象人員に併用用途の処理対象人員を加算する。

・専用住宅部分：緩和措置適用により5人 ①

・店舗部分： $0.075 \times 25 \text{㎡} \div 2 \text{人} = 0.9375 \text{人}$ ② ①+②=7人

この場合は、浄化槽の構造や規模に変更がないため、様式6の記載事項変更（訂
正）届出書に緩和措置の適用願いを添付する。

※緩和措置の適用願いにおける使用水量見込みは住宅部分について記載する。

○記載事項変更（訂正）届出書 記載例

④ 変更の 内容	項 目	変 更 前	変 更 後
	建築用途	専用住宅	併用住宅 (持ち帰り専用の弁当店増築)
	延べ面積	175㎡	200㎡
	算定根拠	$17.5\text{m} \times 10\text{m} = 175 \text{㎡}$ = 7人槽	(住宅) $17.5\text{m} \times 10\text{m} = 175 \text{㎡} \leq 180 \text{㎡}$ = 5人槽 (店舗) $5\text{m} \times 5\text{m} \times 0.075 \div 2 \text{人槽}$ <u>※緩和措置適用</u>

Q 5 : 母屋と離れの場合の緩和措置適用の考え方はどうなるのか。

A 5 : 敷地内に台所及び浴室がそれぞれ 1 か所以内である場合は緩和措置適用対象となる。

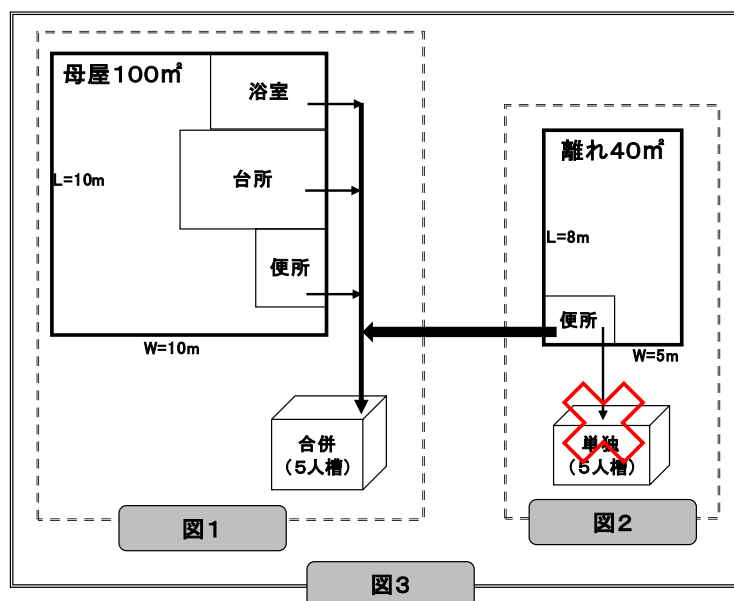
(例) 離れの単独処理浄化槽を廃止し、母屋の合併処理浄化槽に接続する場合
(概要)

- ・ 母屋 (100 m²) 既設合併処理浄化槽 5 人槽 台所・浴室・便所
- ・ 離れ (40 m²) 既設単独処理浄化槽 5 人槽 便所のみ

(人槽算定)

- ・ 緩和措置適用により 5 人槽

この場合は、浄化槽の構造や規模に変更がないため、様式 6 の記載事項変更 (訂正) 届出書に緩和措置の適用願いを添付する。



○記載事項変更 (訂正) 届出書 記載例

④ 変更の 内容	項 目	変 更 前	変 更 後
	延べ面積 算定根拠 配 置 図	(母屋) 100 m ² 10m × 10m = 100 m ² 合併処理浄化槽 5 人槽 【図 1 のとおり】	(母屋) 100 m ² (離れ) 40 m ² 計 140 m ² ≤ 180 m ² 合併処理浄化槽 5 人槽 <u>※緩和措置適用</u>
		(離れ) 40 m ² 8m × 5m = 40 m ² 単独処理浄化槽 5 人槽 【図 2 のとおり】	【図 3 のとおり】 離れの単独処理浄化槽を廃止し、母屋の合併処理浄化槽へ接続する。

○母屋と離れの取扱い事例

- ・母屋と離れのいずれかが台所又は浴室、又はいずれかが両方を備えていない場合

NO.	種別	床面積	設 備			浄化槽の人槽	
			台 所	浴 室	トイレ	現 行	緩 和
①	母 屋	1 0 0 m ²	あり	あり	あり	7 人 槽	緩和できない
	離 れ	4 0 m ²		あり	あり		
②	母 屋	1 0 0 m ²	あり	あり	あり	7 人 槽	緩和できない
	離 れ	4 0 m ²	あり		あり		
③	母 屋	1 4 0 m ²	あり	あり	あり	7 人 槽	5 人 槽
	離 れ	3 0 m ²			あり		

- ・母屋と離れそれぞれに台所と浴室を備えている場合
それぞれ独立した住宅として緩和措置を適用した後、合算する。

NO.	種別	床面積	設 備			浄化槽の人槽			
			台 所	浴 室	トイレ	現 行		緩 和	
①	母 屋	1 6 0 m ²	あり	あり	あり	7 人 槽	1 4 人 槽	5 人 槽	1 0 人 槽
	離 れ	1 4 0 m ²	あり	あり		7 人 槽		5 人 槽	

【参考】経過措置期間中（令和４年１月から令和４年３月まで）の対応について
※次の旧 Q&A は、十分な期間を経たことから令和８年７月１日付で廃止しています。

旧 Q 2：適用日（令和４年４月１日）までに、記載事項変更（訂正）届出書を提出する場合の取り扱いはどうなるのか。

旧 A 2：記載事項変更（訂正）届出書の受理日が、通知日以降の場合は、緩和措置の適用対象と見なす。

旧 Q 3：適用日までに確認済証が交付され、建築工事に着手している場合は、緩和措置の適用対象か。

旧 A 3：浄化槽変更計画書において、浄化槽の着工予定日が適用日以降であることが確認できる場合は、計画変更確認申請を行うことで、緩和措置を適用可能である。
（能力が低下（人槽減）する変更であるため、軽微変更でなく計画変更が必要）